ったいせつ そんざい こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。
こども基本法とは、こうした社会を目指して**こどもや若者に関する取組「こども施策」**を進めて
いく上で基本になることを決めた法律です。











こども施策における「こども」の定義

# Q こども施策が大切にしている考え方って何?



- **A** こども施策は、6つの大切な考え方をもとに行われます。
- すべてのこどもが大事に育てられ、
  せいかつ まも ない ほ ご 生活が守られ、愛され、保護される (54.5 ) まも ないがらい まも ないがらい ではらどう きょういく う 権利が守られ、平等に教育を受けられること

- すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度によって、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最も良いことが優先して考えられること

# Q. こども施策について意見を 言いたいんですが…?



A もちろん、こどもや若者の意見を聴きながら 〈に とどうふけん しくちょうそん 国や都道府県、市区町村は、こども施策を 進めていきます。



# Q。私たちはどうやって意見を言うの?



- **A** たとえば、次の方法を考えています。
  - ·インターネットを使ったアンケート
  - きょうせい しょくいん くに ちほう やくしょ はたら ひと ちょくせつ あ いけん き とりくみ・行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組

  - ・こどもや若者を対象としたパブリックコメント
    〈に とどうふけん しくちょうそん いけん ぼしゅう
    (国や都道府県、市区町村が意見を募集すること)





# へ 私たちから聴いた意見はどうなるの?







もっと詳しい こども基本法についての パンフレットはこちら!



こども施策に取り組んでいきます。



「こども基本法」動画 やさしい版



https://youtu.be/NMw-JqACFLM

こども家庭庁

<sub>しょうがくせい</sub>だい 小学生~20代のみなさん!

わかもの さまざま ほうほう じぶん いけん ひょうめい こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、 しゃかい さんか あたら とりくみ 社会に参加することができる、新しい取組をスタートします。

この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて 広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集!

2023年4月時点で小学生~おおむね20代までの こども・若者のみなさん (1993年4月2日生まれ~2017年4月1日生まれの芳)

▼くわしい案内・登録はコチラから



\*\*専用Webページの申し込みフォームより 登録いただけます。

https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus

さくせい ないかくかんぼう かていちょう せつりつじゅんびしつ 作成:内閣官房

こども家庭庁設立準備室

(2023年4月以降、こども家庭庁)

いけん たんとう こどもの意見担当

## こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)

### っ<sup>どもまんな</sup>か こども家庭庁

#### 1. 目的・ねらい

#### <u> 〇こども・若者のみなさん:</u>

政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス(過程)に主体的に参画する機会・場を得る

### 〇政府:

こども・若者のみなさんの意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、制度や政策をより良くする

#### 〇社会全体:

この取組を広く発信することで、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解をひろげる

#### 2. 「こども若者★いけんぷらす」という呼び名の考え方(コンセプト)

〇どのような呼び名がいいか、こどもまんなかフォーラムなどに参加してくれた小中高校生と20代の方に聴きました。

#### こども・若者のみなさんからの意見の例

- -「こども」だけでなく「若者」も入れないと、小さなこどもだけが対象のようにみえる。
- ひらがながやわらかい印象でよいと思う。参加するハードルが下がる。小学生にもわかりやすい。
- 「ユース」より「若者」の方がわかりやすい。
- みんなが参加したくなるような、明るい、前向きな呼び名がいい。「きらり」などのワードを入れてはどうか。

## ニこども若者★いけんぷらすー

<u>〇こどもや若者のみなさんの「いけん」が何よりも大切であることがわかるように</u>

<u>○こどもや若者のみなさんと一緒になって、明るくて前向きに、社会を「ぷらす」に変えていけるように</u>○

- みなさんの意見で、制度や政策の内容をより良くする♪
- みなさんが「意見を言う」だけではなく、行政のパートナーとして主体的に参画できる♪
- この取組を広く発信して、こどもや若者の意見の大切さを大人や社会に知ってもらう ♪



### こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)

#### 3. ポイント

#### 【「こども若者★いけんぷらす」の「ぷらすメンバー」に登録するには?】

- 小学生からおおむね20代のみなさんが対象です。だれでも、いつでも、登録できます。
  - ・こども家庭庁のホームページやTwitter、お住まいの都道府県や市町村、児童館や子ども食堂 などの様々な場所でお知らせする予定です。
  - ◆ 登録対象: 小学1年生~20代のみなさん(1993年4月2日生まれ~2017年4月1日生まれの方)
  - ◆ **登録方法:** こども家庭庁のホームページから登録(お名前やメールアドレスなどの入力で登録できます)
  - ◆ **登録期間:** 1年中、いつでも、登録できます(2023年3月24日~)



#### 登録案内ページ

https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus

#### <u>【意見を伝えるテーマ】</u>

- こども家庭庁や関係省庁が示したテーマだけではなく、ぷらすメンバーのみなさんが選んだテーマについても、 意見を伝えることができます。
- こどもや若者のみなさんが、この取組の企画や運営に主体的に参画できます。
- ぷらすメンバーのみなさんが意見を伝える準備ができるよう、テーマについて事前にわかりやすく情報提供します。

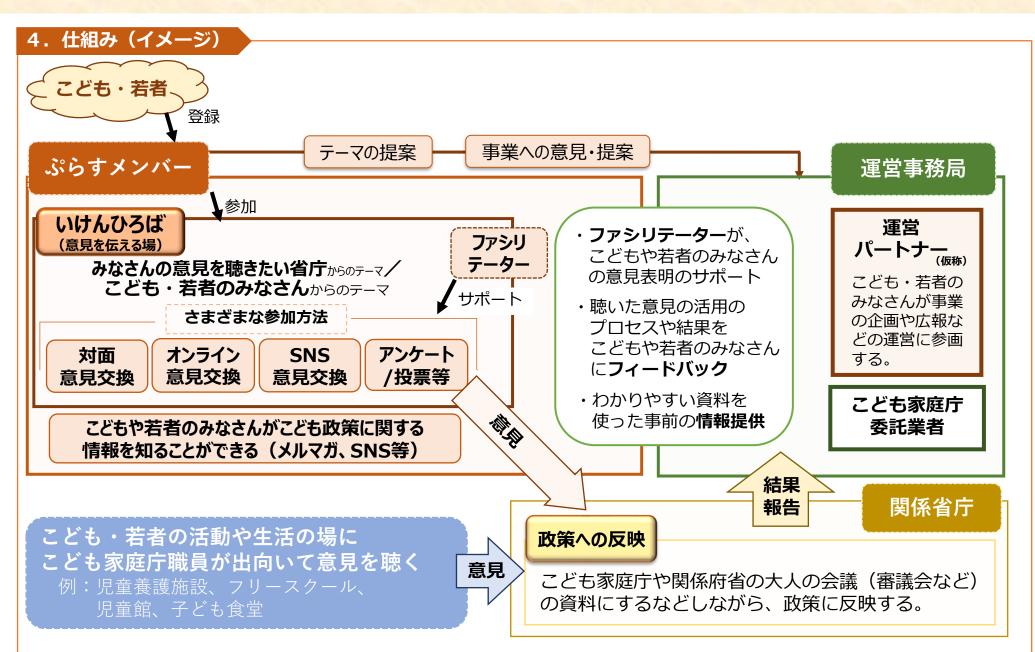
#### 【意見を伝える方法】

- 対面(リアル/オンライン)、Webアンケート、チャットなどのいろいろな方法で意見を伝えることができます。
- テーマによっては、こどもや若者のみなさんの生活・活動の場である施設や児童館などにこども家庭庁の職員が うかがって、意見を聴きます。
- みなさんが意見を伝えやすい雰囲気となるよう、ファシリテーターの人も参加します。

#### 【意見の検討や反映】

- みなさんが伝えてくれた意見は、こども家庭庁や関係省庁で、大人の会議(審議会など)の資料にするなど、 担当する職員が必ず読んで、政策づくりや実行にいかします。
- 伝えてくれた意見をどう反映したか、反映しなかった場合はどうしてか、みなさんに伝えます(フィードバック)。
- この取組を社会に広く発信することで、こどもや若者のみなさんにも、周りの大人にも、こどもや若者の意見を 聴くことの大切さを知ってもらうようにします。

## こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)



### こども若者★いけんぷらす 運営パートナー(仮)について

#### 役割

ぷらすメンバーから広く意見を聴くための工夫や、こども・若者のみなさんにとってわかりやすい情報発信などについて、運営事務局であるこども家庭庁の職員などと一緒に取り組んでいただく方(20~30名くらい)です。

#### 募集や選考の方法

ぷらすメンバーの中から募集します。

<応募受付期間>

2023年3月24日(金)~5月12日(金)まで

く応募できる人>

- 2023年4月現在、中学生以上の ぷらすメンバー
- 会議や活動に積極的に参加できる人 (原則、平日の夕方以降/オンライン可)

#### <活動期間>

• 原則1年間(年度末まで)

#### <応募方法>

- 運営パートナーとしてやりたいことと関 心のあるテーマを400~800字にまとめて、 5月12日(金)までに、専用フォームまたは メールで事務局に提出してください。
  - ※連絡先は登録案内ページに書いてあります

#### く選考・決定>

応募者が多かった場合は、事務局で 選考の上、6月中旬までに決定します。 (応募作文の内容や面接で選ぶことを想定しています)

#### 具体的な取組の内容(予定)

例えば、こんなことをやっていきます。

具体的なことは、パートナーの皆さんと一緒に考えていきます。

#### <取組の例>

#### ① 運営のサポート

「こども若者★いけんぷらす」の活動内容を一緒に考えたり、 意見を聴くの場の運営などを一緒に行います。

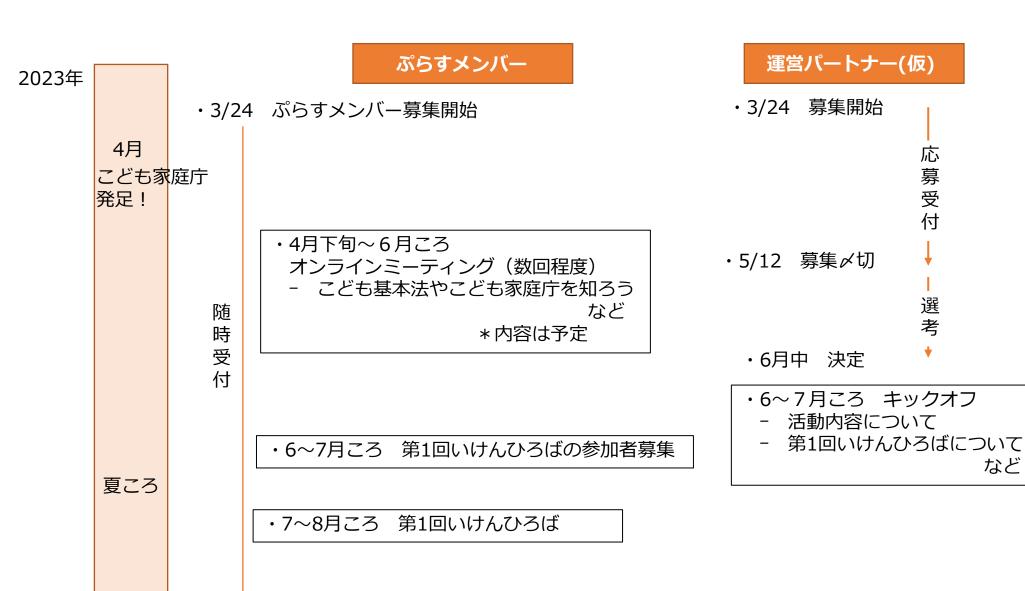
#### ② 意見を伝えたいテーマの企画

「こども若者★いけんぷらす」では、大人が決めたテーマだけでなく、ぷらすメンバーにとって重要なテーマ、関心のあるテーマについても話し合います。そのテーマ決めから意見のまとめまでを一緒に行います。

#### ③ 広報、情報発信

「こども若者★いけんぷらす」の取組の内容や活動の結果 などを、ぷらすメンバー以外の多くのこどもや若者のみなさ んにも知ってもらうためのアイディアや、活動を広める工夫 を一緒に考えます。

※初回に「運営パートナー(仮)」に代わる名前も、こども・若者の みなさんと決める予定です。



こどもの意見の政策への反映に関する取組等の周知先の例

※以下に記す機関は一例であり、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて積極的かつ適切にこども政策の実施等に反映いただくため、こども・若者が利用する機関等に対し、地域の実情に即して幅広く周知いただきたい。

- 教育委員会
- 社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)
- 公文書館
- 公園などのこどもや若者が訪れる場所
- 児童館
- 放課後児童クラブ
- 社会福祉協議会(社会福祉協議会が支援・連携している子ども食堂、学習支援団体、地域の 団体、民生委員・児童委員などの連携先に周知)
- 福祉事務所、児童相談所
- 児童福祉施設等(児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター等)
- 障害児・障害者の福祉に関する機関(基幹相談支援センター、発達障害者支援センター、相 談支援事業所、児童発達支援センター等)
- こども・若者の健全育成や福祉・教育の増進等に取り組む団体、こども・若者による自主的 な活動